

平成24年度

特別支援教育特別専攻科
(特別支援教育専攻)

学 生 募 集 要 項
(附 ・ 概 要)

愛 知 教 育 大 学

〒 448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1

(電) (0566)26-2203・2202

F A X (0566)26-2200

ホームページ <http://www.aichi-edu.ac.jp/>

(名鉄名古屋本線知立駅からバス約20分 愛知教育大前下車)

(名鉄豊田線日進駅からバス約25分 愛知教育大前下車)

(J R 刈 谷 駅からバス約35分 愛知教育大前下車)

目 次

アドミッションポリシー	1
学 生 募 集 要 項	2
1 目的	2
2 修業年限	2
3 専攻及び募集人員	2
4 出願資格	2
5 出願期間	2
6 出願手続	2
7 入学者選抜方法	4
8 合格者発表	4
9 第2次学生募集について	4
10 入学手続	5
11 個人情報の取扱い	5
特別支援教育特別専攻科の概要	6
1 開設科目	6
2 修了後の取得資格	7
3 入学料の免除及び徴収猶予	7
4 授業料の免除	7
5 奨学制度	7
6 就職状況	8

愛知教育大学 特別支援教育特別専攻科

アドミッションポリシー

1. 基本理念・目標

特別支援教育特別専攻科では、特別支援教育の充実に資するために、主に教員免許等を取得済の学生や現職教員を対象に、知的障害、発達障害、肢体不自由、病弱に関する充実した専門教育を行い、実践的な指導力のある教員を養成します。また、特別支援教育の現場では、子どもたちの障害の多様化、重度化、重複化が進んでいます。本専攻科では、子どもたちの能力や個性に応じた高度の教育的支援が実践できる教員の養成を目指します。

2. 求める学生像

- ・特別支援教育教員をめざすために必要な基礎学力があり、十分な教育実践力を身につけようとする意欲にあふれる人
- ・特別支援教育の教職に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることのできる人
- ・障害のある子どもたちの成長にかかわることにやりがいと使命を感じる人ができる人
- ・礼節を重んじ、コミュニケーションスキルに長けている人
- ・これまでの生活体験をとおして、学校や教育への親しみや関心を強く抱いている人

1. 目 的

特別支援教育特別専攻科は、主として特別支援学校における知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の教育領域を担当する教員を養成することを目的とします。

2. 修業年限

1年

3. 専攻及び募集人員

特別支援教育専攻 30名

4. 出願資格

次のいずれかに該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状又は1種免許状（教育職員免許法 昭和24年法律第147号）を有する者及び平成24年3月取得見込みの者

- (1) 大学を卒業した者及び平成24年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成24年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成24年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成24年3月までに修了見込みの者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者又は平成24年3月までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

[注1] 出願資格(6)のうち同告示第10号による者とは次の者を指します。

告示第10号 小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で22歳に達した者

5. 出願期間

平成23年11月1日（火）から平成23年11月8日（火）まで

（出願はすべて郵送に限ります。11月8日（火）17時までに入試課に必着のこと。）

6. 出願手続

志願者は、次の出願書類を本学所定の封筒に一括して入れ、簡易書留で郵送してください。

(1) 出願書類

※ 各証明書（②・③・④）について、婚姻等の事情により証明書と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を併せて提出してください。

- ① 入学志願票及び受験票・・・本学所定の用紙

- ② 教育職員免許の取得（取得見込）を証明する以下の書類
- ・教育職員免許を取得している者
教育職員免許状授与証明書 又は
所属長により原本証明された教育職員免許状の写し
※ 教育職員免許状授与証明書の発行については、教育職員免許状を授与した教育委員会にお問い合わせ願います。
 - ・教育職員免許を取得する見込みの者
教育職員免許状取得見込証明書
- ③ **最終出身学校卒業証明書又は卒業見込証明書**
- ④ **成績証明書** 最終出身学校長が作成したもので、厳封されたもの。
- ⑤ **検定料（16,500円）** 平成23年10月25日（火）から11月8日（火）までの間に本要項に同封の「**入学検定料払込書**」の「ご依頼人欄」に受験者本人の氏名（3ヶ所）・住所等（2ヶ所）を記入し、最寄のゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に現金を添えて払い込み、検定料を払い込んだことを証明する「**入学検定料受付証明書**」（振替払込受付証明書：日附印があるもの）を「**入学検定料払込受付証明書貼付票**」の所定の欄に貼り付けて、出願書類と一緒に提出してください。（払込手数料は本人負担）

払い込まれた検定料は、次の場合を除き、返還しません。

- (ア) 出願書類を提出しなかった場合 (返還額：振込手数料を差引いた額)
- (イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合 (返還額：振込手数料を差引いた額)
- (ウ) 出願書類が受理されなかった場合 (返還額：振込手数料を差引いた額)

* 検定料の返還請求方法

- ・上記 (ア) 又は (イ) の場合
本学**財務部財務課出納係** TEL 0566-26-2147へ申し出てください。
- ・上記 (ウ) の場合
本学よりその旨を連絡します。

- ⑥ **受験票返信用封筒** 本学所定の封筒に、郵便番号・住所・氏名を明記し、350円切手を貼ってください。
- ⑦ その他 出願資格の(2)で出願しようとする者のうち、学位規則第6条第1項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を受けている専攻科の修了見込み者で、学士の学位の授与を申請する予定の者は、次の証明書を提出してください。
- ・ **修了見込証明書**
 - ・ **学士の学位の授与を申請する予定である旨の所属長の作成した証明書**

(2) 出願先

愛知教育大学入試課（〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1）

(3) その他

- 身体の障害等の理由により、受験及び修学上の配慮を希望する者は出願時までに本学に申し出てください。
- 出願書類は、出願期間内に着くように注意してください。**期間後に到着したものは受理しません。**
- 出願書類提出後は、記入事項の変更を認めません。
- 受験票及び受験案内は平成23年11月14日（月）頃に発送します。

7. 入学者選抜方法

入学者の選抜は、本学が行う学力検査及び最終出身学校長から提出される成績証明書を総合して行います。

(1) 学力検査期日

平成23年11月24日（木）

学力検査時間割

11月24日（木）	10:00 ~ 11:00	11:20 ~ 12:20
	教育学・教育心理学	小論文 (特別支援教育に関する論述)

(2) 学力検査会場

愛知教育大学（詳細は受験案内で通知します。）

(3) 学力検査科目及び配点

- ・教育学（100）・・・・・・・・・・（教育学に関する筆記試験）
- ・教育心理学（100）・・・・・・・・・・（教育心理学に関する筆記試験）
- ・小論文（100）・・・・・・・・・・（特別支援教育に関する論述試験）

8. 合格者発表

日時 **平成23年12月16日（金） 9:00**

場所 本学講堂

発表方法 合格者の受験番号を掲示します。

また、同日以降愛知教育大学のホームページにも掲載します。

<http://www.aichi-edu.ac.jp/exam/entrance/advanced.html>

なお、合格者には、合格通知書を入学手続関係書類と共に即日郵送します。

注. 電話その他による合否の照会には一切応じません。

9. 第2次学生募集について

合格者数が募集人員に満たない場合は、第2次学生募集を行うことがあります。

第2次学生募集を行う場合はホームページに掲載します。

10. 入学手続

(1) 入学手続日

日	時	場 所
平成24年3月25日(日)	9:00~16:00 (ただし、12:00~13:00を除く)	愛知教育大学大学会館
平成24年3月26日(月)	9:00~16:00 (ただし、12:00~13:00を除く)	
原則として、上記により入学手続を行うが、やむを得ない場合は次によります。 平成24年3月27日(火) 9:00~12:00		愛知教育大学学生支援課

やむを得ない場合による手続を希望する者は、必ず入試課(0566-26-2203・2202)へ連絡願います。

なお、**上記期間内に手続をしなかった場合は、入学する意思がないものとして取り扱います。**

(2) 納入金(入学料・保険料・授業料)

納入金については、合格者宛てに送付する「入学手続要項」にて案内します。入学手続きの前に大学指定の払込書にてゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で納入してください。

- ・ 入学料 58,400円
- ・ 保険料(学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険) 1,340円
- ・ 授業料 前期分 136,950円 (予定)
(年 額 273,900円) (予定)

なお、入学時及び在学中に納入金の改定が行われた場合には、改定時から新入学料及び新授業料を適用します。

- (注) 1. 入学手続きの前に必ず入学料と保険料を納入してください。なお、希望により平成24年度授業料も同時に納入することができます。
2. 前期分授業料については、平成24年4月1日から同年4月30日までの間に大学指定の払込書にて、ゆうちょ銀行又は郵便局で納入してください。また、前期分と後期分を併せて納入もできます。
(入学料・保険料と同時に授業料を納入した場合を除きます)
3. 入学手続完了者が、平成24年3月31日までに入学を辞退した場合には、本人からの申し出により、納入済の授業料相当額は返還します。

11. 個人情報の取扱い

本学では、出願時に収集した個人情報(住所・氏名・生年月日等)を、入学選抜、合格発表、入学手続及びこれらに付随する業務のために利用します。また、取得した個人情報は適切に管理し、利用目的以外には利用しません。

※ 試験に関する問い合わせ

問い合わせ先 〒448-8542

刈谷市井ヶ谷町広沢1

愛知教育大学 入試課

電話(0566)26-2203・2202

特別支援教育特別専攻科の概要

1. 開設科目

免許法上の科目 (特別支援教育に関する科目)		授業科目	履修方法	単位数	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害者教育概論	必修	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	知的障害者心理・生理概論	必修	2	
		肢体不自由者心理・生理概論	必修	2	
		肢体不自由者心理演習	必修	2	
		病弱者心理・生理概論	必修	2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者教育概論	必修	2	
		知的障害者教育特論	必修	2	
		肢体不自由者教育概論	必修	2	
		病弱者教育概論	必修	2	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目」及び 「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	聴覚障害者教育総論	必修	2
			視覚障害者教育総論	必修	1
		軽度発達障害者教育総論	必修	1	
		重複障害者教育総論	必修	1	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		教育実地研究	必修	3	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	知的障害者心理演習	選択	2	
		知的障害者病理概論	選択	2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者教育演習	選択	2	
		肢体不自由者教育演習	選択	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	特別支援心理演習	選択	2	
		情緒障害者心理演習	選択	2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	特別支援教育特論	選択	2	
		特別支援教育演習	選択	2	
		軽度発達障害者指導法演習	選択	2	
		重複障害者指導法演習	選択	2	

2. 修了後の取得資格

この専攻科を修了した者は、特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を取得することができます。

3. 入学料の免除及び徴収猶予

入学料の免除は、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は次のいずれかの特別の事情により入学料の納入が著しく困難であると認められる場合に申請の対象となります。

- (1) 入学前1年以内に学資を主として負担している者が、死亡又は風水害等の災害を受けた場合
- (2) 生活保護法による被保護世帯の場合
- (3) 学資を主として負担している者が、身体障害者の場合
- (4) 学資を主として負担している者が、6か月以上の療養者の場合
- (5) 学資を主として負担している者が、入学前6か月以内に倒産又は失職した場合

審査及び選考は経済的理由による場合は家計及び学力を、特別の事情による場合は家計を対象に行い、免除の額は全額又は半額又は一部です。

入学料の徴収猶予は、経済的に入学料の納入が困難であり、学業優秀であると認められる場合に申請の対象となります。

審査及び選考は家計及び学力を対象に行い、猶予期間は原則として9月末日です。

4. 授業料の免除

授業料の免除は、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は次のいずれかの特別の事情により授業料の納入が著しく困難であると認められる場合に申請の対象となります。

- (1) 入学前1年以内に学資を主として負担している者が、死亡又は風水害等の災害を受けた場合
- (2) 生活保護法による被保護世帯の場合
- (3) 学資を主として負担している者が、身体障害者の場合
- (4) 学資を主として負担している者が、6か月以上の療養者の場合
- (5) 学資を主として負担している者が、入学前1年以内に倒産又は失職した場合

審査及び選考は家計及び学力を対象に行います。

免除の額は全額又は半額又は一部です。

入学後は、授業期（半期）ごとに申請書類を提出の上、審査選考を受けることになります。

5. 奨学制度

日本学生支援機構奨学生

- (1) 本学に在学する者のうち、人物・学力ともすぐれ、かつ健康であり、この機構の奨学金の貸与が必要であると認められる者に対しては、本人及び連帯保証人からの願い出に基づき、選考の結果採用されます。

なお、毎月一定の保証料を支払うことにより、連帯保証人の代わりに保証機関が保証する機関保証制度に加入する場合は、連帯保証人は不要です。

- (2) 奨学生の種類・貸与月額・貸与期間は次のとおりです。

種 類	貸 与 月 額	貸与期間
第一種奨学生 (無利子貸与)	30,000 円（通学別以外に選択できます。） 自宅通学者 45,000 円 自宅外通学者 51,000 円	正規の 最短修業期間
第二種奨学生 (有利子貸与)	3万円、5万円、8万円、10万円、 12万円の5種類から選択	

- (3) 第一種奨学金と第二種奨学金との併用
第一種奨学金のみではその修学を維持することが困難である者については、併せて、第二種奨学金を貸与申請することができます。
- (4) 家計基準等条件はあるが、入学時特別増額貸与金を申し込むことができます。
(金額は、10, 20, 30, 40, 50 万円から選択)

6. 就職状況

これまで、本専攻科の修了者は、特別支援学校の教諭、小学校と中学校の特別支援学級担任教諭及び小学校と中学校の教科担当教諭などに就職しています。